

第2 平成23年度のめざす目標

自己決定・自己選択を尊重し、県内どこでも必要なサービスが提供できるように体制整備を行うとともに、障害者の地域生活への移行と就労を支援します。特に、地域生活への移行及び就労を促進する観点から、これらは、平成23年度に向けての具体的な数値目標を設定し、その推進に努めます。

- 県内どこでも必要なサービスの提供
- 福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行の推進
- 条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行の推進
- 福祉施設利用者の一般就労等への移行の推進
- 特別支援学校卒業生の一般就労への移行の推進

めざすすがた	目 標	課 題	取り組む施策の方向性
障害の有無にかかわらず、障害者が地域社会で自立し、安心して生活できる社会に 障害者一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会	住み慣れた地域での安心した生活 ○福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行の推進 ○条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行の推進 併せて、真に必要な障害者支援施設を確保し、その質の向上に努める。	地域社会の理解の促進 生活支援体制の整備 障害福祉サービス等の充実 住まいの確保 医療と福祉の連携	啓発広報活動の推進 相談支援体制の整備 権利擁護の推進 訪問系サービスの充実 日中活動系サービスの充実 居住系サービスの充実 障害者支援施設 グループホーム・ケアホーム等 公営住宅等の整備 居住サポート体制の整備 医療機関と連携した支援体制の整備
	職業的・経済的自立の実現 ○福祉施設利用者の一般就労への移行の推進 ○特別支援学校卒業生の一般就労への移行の推進 併せて、多様な就労の場の確保と工賃の向上をめざす。	企業等の理解の促進 一般就労への移行支援 就労に関する教育の充実 多様な就労の場の確保	啓発広報活動の推進 雇用関係施策の充実 雇用関係機関と連携した支援体制の整備 就労に関する教育の充実 就労機会の拡大 工賃の向上

注) 学校教育法の改正により、平成19年4月1日から、盲・ろう・養護学校は特別支援学校になります。

I 住み慣れた地域での安心した生活

障害者が地域で安心した生活が送れるよう、福祉施設に入所している障害者や、条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行を推進するため、具体的な数値目標を掲げて取り組むとともに、真に必要とされる障害者支援施設の必要量を確保し、その質の向上をめざします。

1 福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行の推進

(1) 現状

現在、入所が長期化しているとされている施設から退所して、地域で生活を始めた障害者の数は、平成17年度中で34人となっています。(事業者へのアンケート調査：回収率89.5%による)

地域生活を希望する障害者の地域移行が進んでいない現状にあります。

(2) めざす方向

地域で安心して生活できる体制を整備し、希望する障害者の地域移行を促進します。

(3) 目標値の設定

平成23年度までに374人(11.6%)が地域生活に移行することをめざし、平成23年度における施設入所者数を242人(7.5%)減少することをめざします。

項目	数 値	内 容
①現在の施設入所者数	3,222人	平成17年10月1日の全施設入所者数
【目標値】 ②地域生活移行者数	374人 11.6% ②/①	長期的な入所が常態化している施設等の地域生活移行者数 (身体障害者更生施設及び精神障害者生活訓練施設からの地域生活移行者を除く)
③入所者の減少見込み	242人 7.5% ③/①	平成23年度末段階での入所者の減少見込み数

(4) 目標の考え方

現時点の施設入所者の1割以上が平成23年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成23年度末時点での施設入所者数を現時点の7%以上減少することを基本に、市町に対して基本的考え方を提示しました。市町は、それぞれの地域実情を考慮して市町障害福祉計画に目標を掲げており、県はこれを基本として目標を定めています。

2 条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行の推進

(1) 現状

平成14年度に厚生労働省が行った患者調査によると、県内の約9,000人の精神科病院の入院患者のうち、1,100人は受け入れ条件が整えば退院可能とされています。

(2) めざす方向

地域で安心して生活できる体制を整備し、精神科病院とも連携しながら希望する障害者の地域移行を促進します。

(3) 目標値の設定

平成24年度までに退院可能な精神障害者の全てが地域生活に移行することをめざし、平成23年度までの退院目標数を921人とします。

項目	数値	内容
①現在の退院可能精神障害者数	1,100人	平成14年患者調査による退院可能な精神障害者数
【目標値】 ②減少数	921人	平成23年度末までに減少をめざす数

(4) 目標の考え方

平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」のすべての退院をめざし目標を設定したものです。

3 課題と施策の方向

(1) 地域社会の理解の促進

- 障害や障害者に対する正しい理解を促進するとともに、ノーマライゼーションの理念の一層の普及に努めます。

啓発広報活動の推進

現状と課題

- これまで、県では障害や障害者に対する正しい理解を促進するとともに、ノーマライゼーションの理念の普及に努めてきました。
しかし、障害や障害者に対する誤った認識や偏見、特別視から生じる様々なバリアが依然として存在しています。
- 障害の有無に関わらず、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現には、一層の普及啓発が必要です。

今後の取組

- 障害や障害者に対する正しい理解を促進するため、テレビ、ラジオ、ホームページ、広報紙などの各種メディアを活用した計画的かつ効果的な広報活動を実施します。
- 「障害者福祉強調月間（9月）」、「障害者週間（12月3日～9日）」などに各種行事を実施することにより、広く県民への啓発に努めます。

(2) 生活支援体制の整備

- 障害者の身近な地域における相談支援体制の整備とともに、関係機関の連携による支援ネットワークの構築を促進します。
- 市町における相談支援体制と県の専門相談の効果的な連携を図り、重層的な相談支援体制の構築をめざします。
- 障害者の身近な地域で権利擁護や虐待防止の取り組みが行えるよう推進します。

相談支援体制の整備

現状と課題

- 障害者の地域生活を支援するためには、身近な地域で、ケアマネジメントの手法に基づいた三障害に対応する相談体制を早期に確立することが必要です。また、地域の関係機関が、ネットワークを形成し、役割分担と協働による効果的な支援が行なわれることが必要です。
- 障害の特性を踏まえた専門的な相談が行えるよう、県立身体障害者更生相談所、こども家庭センター、県立総合精神保健福祉センター、保健所などの専門機能を活かした相談体制を充実することが必要です。
- 発達障害や高次脳機能障害に対する障害特性に応じた支援、また、障害の原因となる難病に係る適切な支援が行えるよう、その支援体制を充実する必要があります。
- ピアサポートなど障害者による相談援助活動等の推進も必要です。

今後の取組

- 障害者等のニーズに応じた適切な相談支援が行えるよう、障害者相談支援従事者の養成及び資質の向上を図るため、障害者相談支援従事者研修の充実に努めます。
- 市町において、障害者の相談支援体制が早期に整備されるよう、各市町の地域自立支援協議会にアドバイザーを派遣する等、その推進を図るとともに、広島県障害者自立支援協議会において、地域自立支援協議会の効果的な運営方法や県の相談機関との連携のあり方等について検討を行います。
- 身近な相談対応は市町が担い、県は相談に広域的・専門的に対応するため、県立身体障害者更生相談所、こども家庭センター、県立総合精神保健福祉センター、保健所などの専門機能の充実を図り、相互に連携しながら相談体制の強化を図ります。なお、これまで18歳で区分されていた知的障害に関する相談支援は、平成17年に「こども家庭センター」を整備し、年齢に関わらず一貫した支援が行えるよう体制を整備しました。
- 聴覚障害者からの相談に専門的に対応するため、「ろうあ者専門相談員」を配置しています。引き続きその資質の向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。
- 発達障害については、障害の特性に応じた支援がなされるよう、平成17年10月に発達障害者支援センターを設置し、発達障害者（児）とその家族の相談・療育及び関係機関の連絡調整等を行っています。引き続き、専門的な相談支援、療育サービスの提供等を行います。
- 高次脳機能障害については、平成18年5月に高次脳機能センターを設置し支援を行っています。今後は、その地域展開を図り、高次脳機能障害者を支援します。
- 難病については、難病相談・支援センターを運営し 難病医療拠点病院（広島大学病院、国立病院機構広島西医療センター）との連絡体制を整備し、難病患者の相談支援を充実させるとともに、地域交流及び就労を支援します。
- ピアサポートなど障害者による相談援助活動を推進し、多様な形態による相談支援体制の充実・強化に努めます。

権利擁護の推進

現状と課題

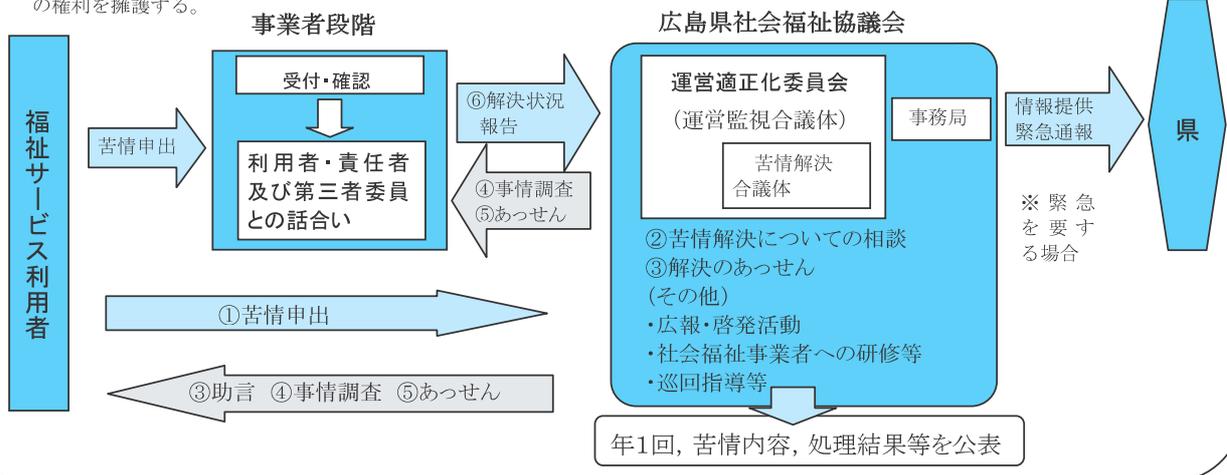
- 障害者自立支援法では、市町において、障害者等に対する虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整並びに権利擁護のために必要な援助を行うことが求められています。
- 福祉サービスの選択、決定及び利用にあたり、障害者等の権利を擁護するためには、サービスの利用者と提供者の対等な関係を確立することが必要です。福祉サービスの利用援助及び苦情解決等への適切な支援が必要です。
- 取引の多様化、複雑化に伴い悪質商法による被害等が増加しており、その中には知的障害者、精神障害者なども含まれています。このような消費者被害に巻き込まれることは障害者の自立の妨げの一因となっています。このため、身近なところでの消費者相談体制の整備や財産管理などへの支援が必要です。

今後の取組

- 県は、市町が関係機関と連携して、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速な対応、再発の防止の取組等が適切に行えるよう、広島県障害者自立支援協議会などを活用し、虐待防止等に向けたシステムづくりを検討します。
- 福祉サービス利用援助事業については、制度の周知及び事業の利用促進に一層努めるとともに、実施体制の充実や円滑化への取り組みを推進します。
- 福祉サービスの利用などに関する利用者からの苦情に適切に対応できるよう、研修などの充実を通じて、福祉サービス苦情解決事業を実施している「福祉サービス運営適正化委員会」などの苦情解決能力の向上を図り、利用者の権利擁護に努めます。
- 消費生活に関する相談をより身近なところで行えるよう、市町における消費相談窓口の設置を促進するとともに、県においては、関係省庁や各都道府県との消費者苦情に関する情報交換に努め、必要に応じて市町関係機関へ情報提供するなど、消費者の自立支援に努めます。
- 障害者自らが自分の権利を守るということを支援するため、障害特性に応じたわかりやすい情報提供に努めます。
- 市町において、成年後見制度の利用援助が円滑に実施されるよう推進します。
- 精神医療における人権に配慮した適正な医療を確保するため、精神医療審査会の充実を図ります。

福祉サービス苦情解決事業

福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査若しくはあつせん又は県知事への通知を行うことにより、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護する。



(3) 障害福祉サービス等の提供体制の充実

- 県内どこでも安心して自立した生活が送れるよう訪問系サービスの必要見込量の確保を図ります。
- 障害者が地域でその人らしく生活するために、日中活動の場の必要見込量の確保を図ります。
- 市町が、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業を推進します。

訪問系サービスの充実

現状と課題

- 障害者自立支援法の施行により、訪問系サービスについては、重度障害者等包括支援等の新たなサービスが開始される一方、これまで支援費制度では、移動介護として提供されていたサービスの一部が、市町の地域生活支援事業として再編されるなどサービス体系が大きく変化しています。訪問系サービスの充実とともに市町の地域生活支援事業の推進が必要です。
- また、これまで異なる制度により提供されていた精神障害者に対する福祉サービスが一元化されました。今後は、障害の区別なく障害福祉サービスの充実を図ることが必要です。
- 障害の原因となる難病の治療について、入院ではなく在宅での療養や病気の克服を望む患者に対し、引き続き在宅での生活を支援する必要があります。

今後の取組

- 必要な訪問系サービスが、いずれの地域においても提供されるよう市町障害福祉計画に定める必要見込量の確保を図ります。(P30)
- 中山間地域や島嶼部など事業者の参入が進みにくい地域においても、必要な障害福祉サービスが提供されるよう、介護保険事業者との連携も図りながら事業者の参入を促進します。
- 身体障害者の介助外出支援を行う身体障害者補助犬の育成給付等、障害者の社会参加を促進する県地域生活支援事業の実施に努めます。(P49)
- 移動支援、コミュニケーション支援及び障害者の歩行訓練、発声訓練などの生活訓練事業などの市町が実施する地域生活支援事業を推進し、障害者の社会参加を促進します。
- 市町が実施する難病患者に対するホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付などの難病患者等居宅生活支援事業を推進します。

日中活動系サービスの充実

現状と課題

- 障害者の身近な地域で、障害の状態、ライフステージ、利用希望に沿った日中活動の場の確保を図ることが必要です。「条件を整えば退院可能」な精神障害者の社会復帰を図るための支援など、新たに日中活動系サービスを必要とする障害者の必要見込量の確保も必要です。
- 現在の福祉施設は、平成23年度までに段階的に新しいサービス体系に移行するため、事業者の円滑な移行を推進する必要があります。
- 小規模作業所など地域の社会資源が十分活用されるよう移行を推進する必要があります。
- 障害児の療育の充実や障害児が放課後や休日に過ごす場の確保が必要です。
- 短期入所は、家族の休息や日常生活の中で生じる緊急時に利用することから、必要な時、速やかに利用できるよう提供体制の確保が必要です。

今後の取組

- 生活介護や自立訓練（機能訓練、生活訓練）など、障害の状態や利用希望に沿った必要な日中活動系サービスが、いずれの地域においても提供されるよう市町障害福祉計画に定める必要見込量の確保を図ります。（P32～）
- 障害者の地域交流の場として市町が実施する地域活動支援センターの設置を推進します。
- 障害児の療育の充実を図るため、児童デイサービス、重症心身障害児通園事業、障害児通園事業の充実と療育の質の向上に努めます。
- 障害児が地域の子ども同士のふれあいの中で健やかに育つよう、障害児保育や放課後児童クラブの充実に努めます。
- 短期入所が、必要な時、速やかに利用できるよう提供体制の確保に努めるとともに、市町の実施する日中一時支援事業を推進します。

(4) 住まいの確保

- 障害者支援施設は、真に必要なものに限定して整備するとともに、その質の向上に努めます。
- グループホーム・ケアホーム等の居住の場の整備を進めます。
- 公営住宅や民間住宅などの利用しやすい環境整備について検討を進めます。

居住系サービスの充実（障害者支援施設）

現状と課題

- これまでの施設サービスの体系は、障害者の日中活動の場と夜間の居住の場に区分して、新たなサービス体系に再編されます。いわゆる入所施設は、今後、障害者支援施設として、生活介護の夜間の居住の場や自立訓練等の訓練期間中の夜間の居住の場となります。
- 障害者支援施設については、既存施設の円滑な移行を推進するとともに、ノーマライゼーションの理念に照らし、地域の実情や障害者本人のニーズを踏まえ、真に必要なものに限定して整備することが必要です。
- 障害者支援施設は、利用者の人権擁護、虐待防止等の体制整備を行なうとともにサービスの質の向上を図る必要があります。
- 入所者が地域生活へ移行するにあたり、施設の専門的機能を活用して、円滑に移行できるよう、取り組む必要があります。
- 入所者の地域移行に伴い、既存の入所施設の有する人的・物的資源の有効活用が必要です。

今後の取組

- 障害者支援施設は、ノーマライゼーションの理念に照らし、地域の実情やニーズを踏まえ、真に必要な量が提供されるよう市町障害福祉計画に定める必要見込量の確保を図ります。(P40)
- 社会福祉事業の経営者は、自ら福祉サービスの質の評価を行なうことなどにより、適切なサービスを提供するよう努めることとされています。県では、「障害者・児施設のサービス共通評価基準」を活用し、事業者による自己評価の取組を推進しています。評価結果の公表や利用者意見の反映について事業者を引き続き働きかけます。また、第三者評価のしくみを検討します。
- 障害者支援施設において質の高いサービスが提供されるよう、利用者の権利擁護に対する意識啓発に努めるとともに、指導監査及び各種研修を通じて施設職員の人材育成を図ります。
- 福祉サービスの利用などに関する利用者の苦情に適切に対応できるよう、「福祉サービスの運営適正化委員会」などの苦情解決能力の向上に努めます。
- 入所者のプライバシー保護など、生活の質の向上を図るため、居室の個室化を推進します。
- 入所者が、自立訓練（機能訓練・生活訓練）等を利用し、地域生活に円滑に移行できるよう提供体制の確保に努めます。また、地域生活へ移行する際に、身近な地域の関係機関が連携して支援が行えるようなしくみづくりを推進します。
- 既存の施設は、地域福祉の拠点として機能を強化するとともに、社会資源の一つとして活用することが重要です。地域の実情に応じた活用が図られるよう国の動向を踏まえ検討します。

居住系サービスの充実（グループホーム・ケアホーム等）

現状と課題

- 福祉施設や病院から地域生活に移行する障害者の利用とともに、家族からの独立をめざし地域で自立した生活を希望する障害者等が利用するグループホーム・ケアホームを計画的に整備する必要があります。
- 一般の住居に入居することが様々な理由により難しい障害者もあるため、低廉な料金で住まいを提供する福祉ホーム事業等の、多様な住まいの場の確保が必要です。現行制度では、グループホームやケアホームの利用者として、対象とされていない身体障害者の居住の場としても、必要見込量を確保する必要があります。

今後の取組

- グループホーム、ケアホームが、いずれの地域においても提供されるよう市町障害福祉計画に定める必要見込量の確保を図ります。（P39）
- 福祉施設等の入所定員を減じて、グループホームやケアホームの運営を行う予定としている事業者の円滑な移行を促進します。また、新規に参入する事業者も含め、県内の必要見込量が適切に確保できるよう、その促進を図ります。
- 障害者の地域生活への移行支援は、入所施設からグループホームやケアホームへの移行に止まらず、希望する障害者には、グループホームやケアホームから公営住宅や民間住宅などへの移行も推進します。
- 身体障害者をはじめ必要な障害者に、市町の地域生活支援事業による福祉ホームの必要見込量が確保されるよう推進します。（P45）
- 入所定員を減じて、福祉ホームに転換する事業者の取組を促進し、福祉ホームの必要見込量の確保に努めます。

公営住宅等の整備

現状と課題

- 県営住宅では、新築・建替え・既存住宅の改善にあたり、高齢者・障害者などに対応したバリアフリー化を実施しています。また、平成18年4月現在、車いすでの生活に対応した県営住宅を63戸、聴覚障害者用屋内信号装置を備えた住宅を1戸整備しています。今後の建替え時等には、障害者等に対応した住宅の整備が引き続き必要です。
- 障害者等が暮らしやすいように、住宅の改修を必要とする場合があります。障害者の経済的負担の軽減や賃貸物件の改修に係る家主の理解と協力も課題となっています。

今後の取組

- 県営住宅の建替えにあたっては、全住戸について、手すりの設置や床段差の解消等のバリアフリー化やエレベータ設置（3階建て以上）を引き続き進めます。また、既存住宅の改善にあってもバリアフリー化に努めます。あわせて、市町が実施する公営住宅等の整備や改善についてもバリアフリー化の推進を支援します。
- 一般住宅における小規模な住宅改修を必要とする障害者に、市町が地域生活支援事業で行なう住宅改修費の支給がなされるよう推進します。
- 広島県介護実習普及センターで行なっている福祉用具の展示、住宅改修に関する相談支援、情報提供などの充実に努めます。

居住のサポート体制の整備

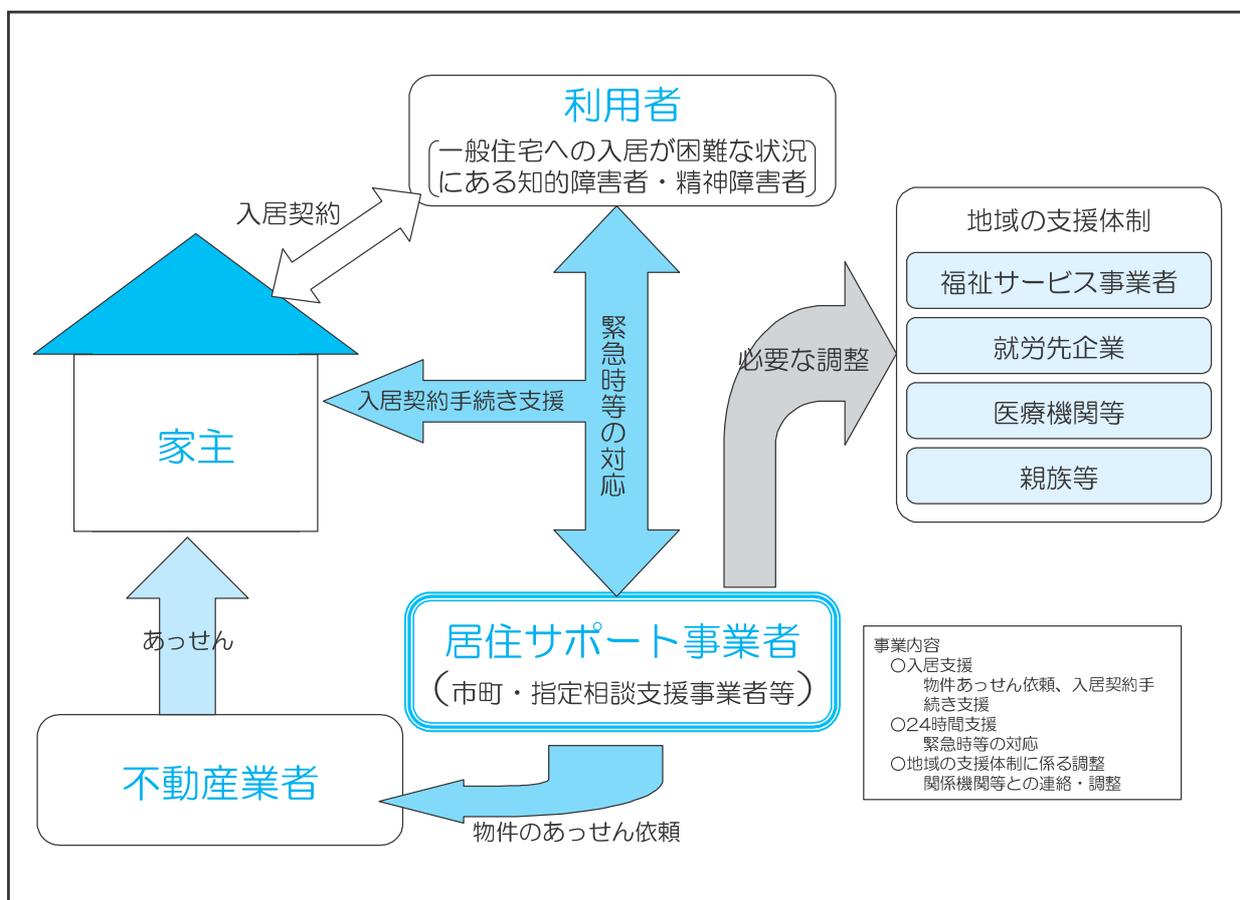
現状と課題

- 公営住宅や民間住宅への入居にあたり、契約等の手続きに支援が必要な場合や、入居を希望しているが保証人がいないなどの理由で、入居が困難な場合もあります。
- 公営住宅の入居者要件は、公営住宅法施行令の改正により、知的障害者及び精神障害者の単身での入居を可能とし、三障害いずれも単身での入居が可能となりました。しかし、その単身生活を支援する生活面のサポートが課題になっています。
- 入居後の緊急時の支援をはじめ、地域住民との円滑な人間関係の構築など、生活面への不安を抱く障害者もあります。

今後の取組

- 公営住宅及び民間住宅への入居にあたり、入居時における契約の支援や、入居後の緊急時の支援を必要とする障害者に適切な支援が行えるよう、市町が地域生活支援事業で行う居住サポート事業の推進を図ります。この、サポート体制の整備にあたっては、地域自立支援協議会等の関係機関の連携が重要であることから、併せてこの促進を図ります。
- 公営住宅や民間住宅などに入居しやすくする環境整備について、関係機関と連携して検討を行います。特に、保証人については、保険制度を活用した入居保証システム等について、広島県障害者自立支援協議会などを活用し、関係機関の意見を伺いながら検討を進めていきます。

(参考) 居住サポートのイメージ



(5) 医療と福祉の連携

- 医療機関と連携し、退院から地域生活への移行を一貫して支援します。
- 医療的なケアを必要とする障害者が安心して地域で生活できるよう、地域医療との連携を検討します。

医療機関と連携した支援体制の整備

現状と課題

- 「条件が整えば退院可能」な精神障害者への支援は、医療機関と連携した退院から地域生活への移行までの一貫した支援が必要です。県では、医療機関と連携した退院促進事業をモデル実施しましたが、今後も、医療と連携のとれた退院促進の取組が必要です。
- 医療的ケアを必要とする重度心身障害者（児）については、家族とともに自宅での生活を希望する一方、保護者等の高齢化などにより、福祉施設等における支援の希望も多くあります。療養介護の必要見込量の確保とともに、在宅での支援のため、適切な地域医療の提供、利用可能な短期入所及び通所サービス等の確保が必要です。

今後の取組

- 「条件が整えば退院可能」な精神障害者の地域生活への移行を支援するため、精神科病院と連携を図り、ケアマネジメント手法の活用により、退院前から退院後までの支援を行います。退院後の地域生活は、地域自立支援協議会との連携を図り、切れ目のない支援が行える体制づくりを進めます。
- 重度心身障害者（児）等が利用する療養介護の必要見込量の確保（P36）とともに在宅支援について医療との連携のあり方の検討を進めます。

II 職業的・経済的自立の実現

福祉施設を利用する障害者や、特別支援学校の卒業生の一般就労への移行を推進するため、具体的な数値目標を掲げて取り組むとともに、多様な就労の場の確保と工賃の向上をめざします。

1 福祉施設利用者の一般就労への移行の推進

(1) 現状

現在、福祉施設を利用している障害者が退所して、一般就労した人数は、平成17年度中で、42人となっています。(市町調査)

福祉施設を退所し、一般就労を希望する障害者の就職が進んでいない現状にあります。

(2) めざす方向

障害者の自立した地域生活や社会参加を実現するために一般就労を希望する障害者の就労を支援します。

(3) 目標値の設定

平成23年度に一般就労に移行する者を170人をめざし、現在の4倍をめざします。

項目	数値	内容
①現在の年間一般就労移行者数	42人	平成17年度において福祉施設を退所、一般就労した者の数
【目標値】 ②H23年度の年間一般就労移行者数	170人 4倍 ②/①	平成23年度において福祉施設を退所、一般就労する者の数

そのために、次の就労関係事業の実施をめざします。

項目	数値	内容
③公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	170人	平成23年度において公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行した件数
④障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	50人 3割 ④/②	平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者委託訓練の受講者数
⑤障害者試行雇用事業の開始者数	80人 5割 ⑤/②	平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数
⑥職場適応援助者による支援対象者数	80人 5割 ⑥/②	平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者支援の利用者数
⑦障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	170人	平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターの支援対象者数
⑧障害者就業・生活支援センターの設置か所数	4か所	平成23年度における障害者就業・生活支援センターの設置か所数

(4) 目標の考え方

平成23年度中に現時点の4倍以上が一般就労へ移行することを基本に、市町に対し基本的考え方を提示しました。市町は、それぞれの地域実情を考慮して市町障害福祉計画に目標を掲げており、県は、これを基本として目標を定めています。

また、その他の就労関係事業の目標は、国の基本指針等に基づき、関係機関と協議し設定したものです。

2 特別支援学校卒業生の一般就労への移行の推進

(1) 現状

平成18年3月の特別支援学校の高等部卒業生の進路をみると、就職した生徒は22人（9.8%）に止まり、196人（87.5%）が福祉施設等を利用しています。

(2) 目標値の設定

平成23年度の特別支援学校の高等部卒業生のうち、就職する生徒の割合を23%とすることを目指します。

項目	数 値	内 容
①現在の卒業生の就職した者の割合	9.8%	特別支援学校の高等部を卒業（平成18年3月）し、就職した生徒の割合
【目標値】 ②H23年度の卒業生の就職する者の割合	23.0%	特別支援学校の高等部を卒業（平成24年3月）し、就職する生徒の割合

(3) 目標の考え方

全国の特別支援学校の高等部卒業生の平均就職率を基に、広島県総合計画「元気挑戦プラン」実施計画の平成20年度の目標値を20%に設定しています。平成23年度の目標値についても、同様の考え方で目標値を設定しました。

	平成20年度	平成23年度
目標値	20.0%	23.0%
全国平均就職率	20.5%（平成17年3月卒業）	22.7%（平成18年3月卒業）

3 課題と施策の方向

(1) 企業等の理解の促進

- 障害者の社会的な自立に大きな意義を持つ就業の重要性について一層の啓発に努めます。
- 法定雇用率の達成など、障害者の積極的な雇用についての要請を行います。

啓発広報活動の推進

現状と課題

- 障害者が自立した生活を送る上で、経済的な基盤の確立が重要です。これまで、県では啓発資料の配布やホームページなどを通じて、障害者雇用に関する啓発広報活動に努めてきました。
- 平成18年6月1日現在の県内企業（56人以上規模）における障害者の雇用状況は、前年に比べ約330人（6.0%）増加し、3年連続で前年を上回るなど、障害者の雇用の着実な進展が見られます。
- しかし、民間企業における実雇用率が引き続き法定雇用率を下回るなど、県内の障害者を取り巻く雇用環境は、依然厳しい状況にあります。このため、事業主には、法定雇用率を達成し、積極的な障害者雇用に努めていただく必要があります。
- 障害者の就業促進と職業的自立の重要性について、事業主をはじめ、広く県民に理解を深めるための啓発広報を充実する必要があります。

今後の取組

- 障害者雇用に関するトップセミナーの開催、啓発資料の作成・配布、ホームページへの掲載などを通じ、障害者の社会的自立に大きな意義を持つ就業の重要性について、継続的な広報・啓発に努めます。
- 障害者の雇用に積極的に取り組んでいる企業や事業所を表彰するとともに、取組事例を広く紹介することにより、新たな取組の契機としていただき、就労機会の拡大を図ります。
- 県内の企業や経済団体を訪問し、法定雇用率の達成などの障害者の積極的な雇用について要請を行います。
- 各市町などにおける啓発広報について、国などと連携しながら助言に努めます。
- 雇用促進展を開催し、障害者の就業について県民の理解を深めます。

(2) 一般就労への移行支援

- 国などと連携して、障害者雇用事業所などへの各種の支援・助成措置を行なうなど、就労機会の拡大や雇用維持に努めます。
- 障害者の能力や適性に応じた職業訓練を実施します。
- 就労移行支援事業等の必要見込量を確保し、雇用関係施策と効果的な連携を図り、一般就労を促進します。

雇用関係施策の充実

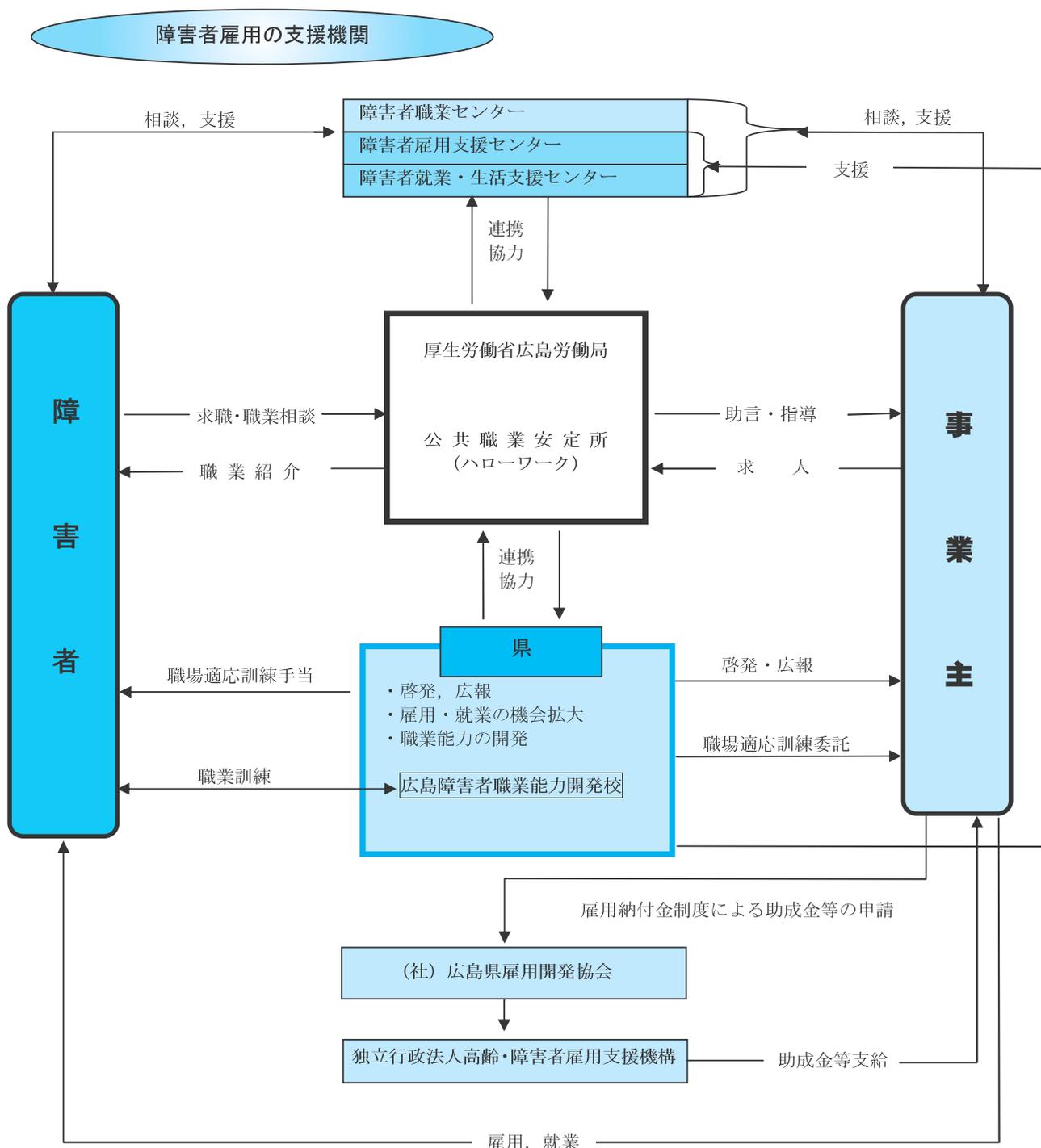
現状と課題

- 雇用就労機会の拡大については、国などと連携して、障害者雇用事業所などへの各種の支援・助成措置を行っています。雇用・就労形態の多様化、情報技術の進歩などを踏まえ、支援措置の充実を図る必要があります。
- 障害者の職業訓練については、広島障害者職業能力開発校や広島地域障害者雇用支援センターなどにおいて、障害に応じた訓練科目を設定し職業訓練を推進していますが、訓練ニーズや雇用ニーズの変化に対応した能力開発・向上を図っていく必要があります。
- 精神障害者の就労支援については、一般の事業所において社会適応訓練事業を実施していますが、新規の利用者が減少傾向にあり、協力事業所の確保等、利用の促進を図る必要があります。
- 一般就労及び職場定着を図る上で、ジョブコーチは、効果的な役割を果たしていますが、県内には、わずか12人の配置となっています。今後、一般就労を支援するために、十分な人材の確保が必要です。
- 障害者自立支援法の施行により、障害者の一般就労を支援するため就労移行支援のサービスが創設されました。就労移行支援サービスの提供体制の確保が必要です。

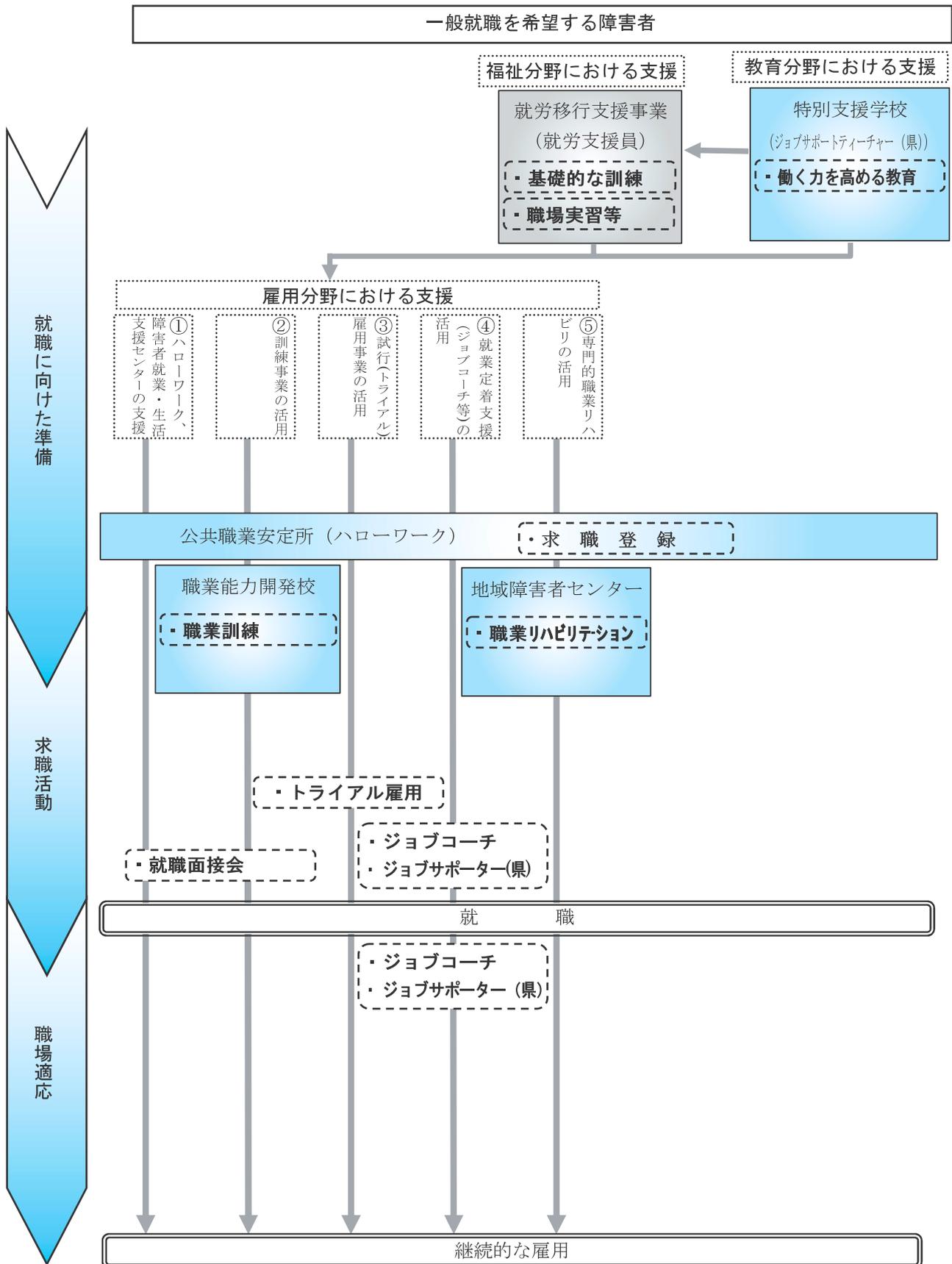
今後の取組

- 雇用・就業機会の拡大を図るため、障害者と事業主との就職面接会を関係機関と連携して開催します。
- 広島障害者職業能力開発校は、中国・四国地域における障害者のための職業訓練の中核施設として、職業訓練の充実に努めます。
- 障害者の就労促進を図るため、その能力や適性に応じた職業訓練を実施するとともに、あらゆる機会を捉えた就職支援活動に取り組み、訓練生の就職率の向上に努めます。
- 事業主に委託して、事業所において訓練を行なう職場適応訓練制度を活用し、就労機会の拡大や雇用の維持に努めます。
- 在宅での就労を希望する障害者を対象とするITを活用した研修を実施し、職域の拡大を図ります。
- 就労が困難な障害者に対し、職業的自立までの一貫した支援を行う広島地域障害者雇用支援センターへの支援を行います。
- 精神障害者の社会適応訓練事業については、市町と連携し協力事業所の確保を図ります。また、雇用の促進に向け、公共職業安定所などとの連携を図ります。
- 県では、障害者の離職防止・職場定着を図るため、ジョブサポーターを養成・派遣し、障害者の職場定着を支援します。
- 障害者自立支援法により創設された就労移行支援の必要見込量の確保に努め、障害者が一般就労へ移行するための基礎的な訓練を行います。(P35)

- 県の物品調達において、障害者多数雇用事業者の受注機会の拡大を図っています。
- 県建設工事の入札参加資格の認定において、事業者等の障害者雇用の状況を評価する仕組みを平成19年度から導入しています。
- 県職員の採用試験においては、身体障害者を対象とした試験を実施しており、今後も障害者の雇用に努めます。
- 教員採用試験では、障害の程度に応じて、適性検査と実技試験の一部又はすべてを免除する特別選考を実施し、障害者の雇用に努めます。

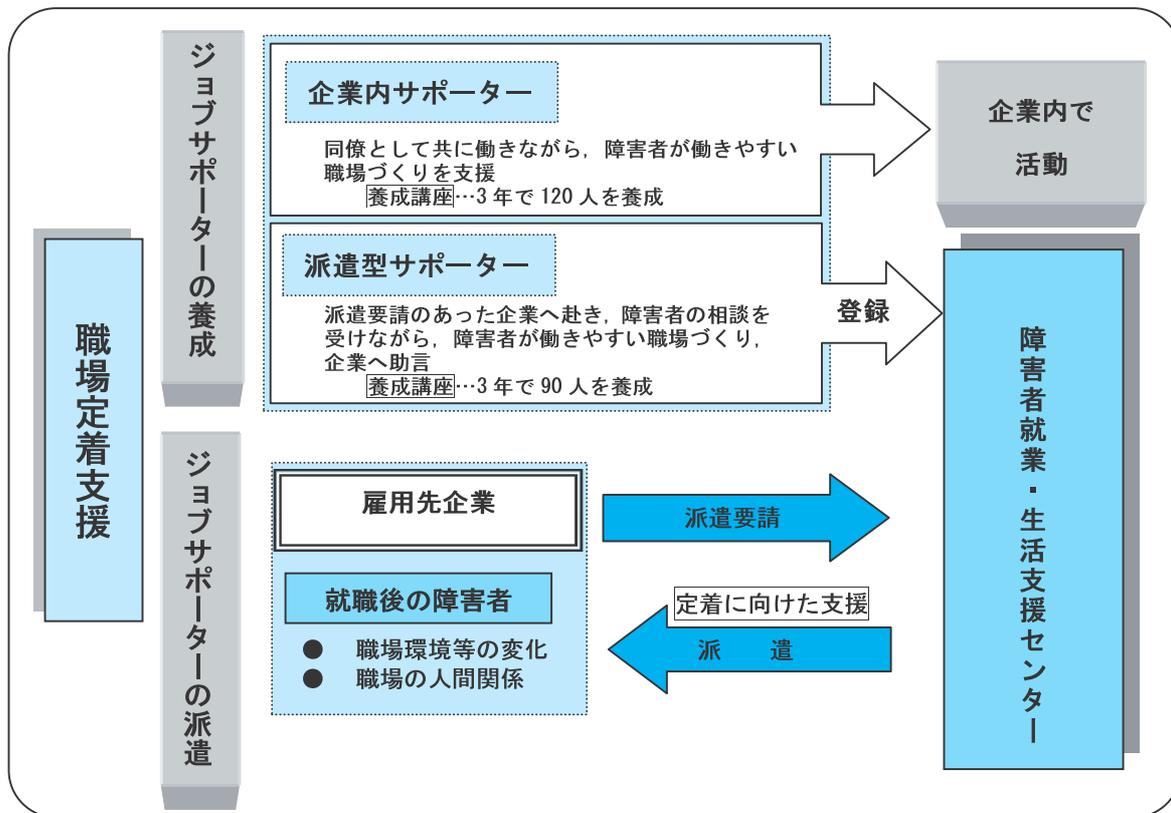


障害者が就職するまでの支援の例



※ 障害者就業・生活支援センターは、就業及び生活に関する指導・助言、求職活動の支援、事業所に関する助言など就業面及び生活面の一体的な支援を行っています。

職場定着の支援（ジョブサポーター）県事業



雇用関係機関と連携した支援体制の整備

現状と課題

- 障害者の福祉施設から一般就労への移行，職場定着，また，特別支援学校の卒業生の就職を支援するにあたり，障害者が一般就労への意欲をもち，安心して働き続けるために，就労と生活との一体的な支援や，事業主と一緒に働く人の不安を解消するための支援など，現在，様々な関係機関で行われている支援が切れ目なく効果的に行われることが必要です。
- 障害者自立支援法の施行により，障害者の一般就労を支援するため就労移行支援のサービスが創設されました。福祉サービスである就労移行支援と雇用関係施策の効果的な連携が必要です。

今後の取組

- 障害者の一般就労へ向けた一貫した切れ目ない支援を行うために，関係機関のネットワークを構築します。県では，広島県障害者自立支援協議会を障害者雇用支援合同会議として位置づけ，関係機関との連携を図るとともに課題の検討を行います。
- また，県内の障害保健福祉圏域で，障害者就業・生活支援センター等を中心とした障害者の就労支援ネットワークの構築を推進します。今後，モデル的な検証を行いながら，全ての圏域で，実情にあった実効性のあるネットワークの構築をめざします。
- 就労移行支援事業者と，公共職業安定所（ハローワーク），障害者職業センター，障害者就業・生活支援センター等との効果的な連携を図ります。
- 地域における就業面及び生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを引き続き支援するとともに，障害者雇用をより一層推進するため，障害者就業・生活支援センターの拡充等，全障害保健福祉圏域の就業・生活支援体制の整備に努めます。

(3) 特別支援学校における就労に関する教育の充実

- 働く力を高めるよう、教育課程及び指導内容・方法を改善します。
- 産業現場等における実習の在り方について検討し、就労に結びつく実習を実施します。
- ジョブサポートティーチャーの配置により、進路先企業の開拓を進めます。

就労に関する教育の充実

現状と課題

- 特別支援学校の高等部を卒業し、就職した者の数は、平成18年3月で22人(9.8%)です。また、過去5年間(平成14年～平成18年)の平均就職率は8.6%であり、全国平均を10ポイント以上下回る状態が続いています。

課題としては、職業的自立を促すための専門的な指導の不足、生徒の働いて自立する意欲や意識を高める取組の不足、さらに、関係機関及び企業との連携や障害のある生徒についての企業等への理解啓発の不足等があると考えられます。

今後の取組

- 働く力を高めるために、教育課程及び指導内容・方法を改善します。また、産業現場等における実習の在り方について検討し、就労に結びつく実習を実施します。
- ジョブサポートティーチャーの配置により、学校と関係機関及び企業との連携を深め、進路先企業の開拓を進めます。
- 障害のある生徒についての理解啓発を図るため、企業向け理解・啓発資料を作成・活用します。また、一貫した切れ目のない支援により就労への移行を図るために、広島県障害者自立支援協議会(障害者雇用支援合同会議)と連携するなど、関係機関及び企業との連携を進めます。

(4) 多様な就労の場の確保

- 障害者の年齢やライフステージに沿った就労の場が選択できるよう、就労継続支援等の必要見込量を確保します。
- 小規模作業所の法定化移行を促進し、就労の場の拡充に努めます。
- 障害者の経済的な自立が可能となるよう、収入の確保をめざした取り組みを推進します。

就労機会の拡大

現状と課題

- 障害者の日中の活動の場や働く場として、これまで、授産施設等を整備してきましたが、障害者自立支援法によりサービスの体系が大きく変わり、福祉的な就労の場としては、就労継続支援の利用が見込まれます。障害者の年齢、障害の状態、利用者の希望やライフステージに沿った就労の場が選択できるよう就労継続支援の必要見込量の確保が必要です。

今後の取組

- 障害者が身近なところで就労の場が選択できるよう、就労継続支援の市町障害福祉計画に定める必要見込量の確保を図ります。(P35)
- 小規模作業所については、就労継続支援等への移行など、利用者の状況に応じた移行が促進されるよう小規模作業所の設備整備等に対する必要な支援を行い、法定化移行を促進します。

工賃の向上

現状と課題

- 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の授産施設の月額平均工賃は、全国平均で1時間当たり139円、月額15,000円となっています。(厚生労働省調査)
- 収益性の高い授産事業の開発、研究、一般企業等との連携、販路拡大のためのネットワークづくりなど福祉施設の経営改善を進め、障害者の経済的な自立が可能となるよう収入の確保をめざした取り組みを進める必要があります。

今後の取組

- 就労継続支援事業所等で支払われる工賃を、より高いものとするをめぐり、販路拡大や経営改善に向けた取り組みを促進するため、モデル事業を実施し、収益力を向上させる取組を検討するとともに、モデル事業で得た成果やノウハウを、県内の他の施設での取組に生かします。
- 販路拡大や地域における障害者の就労に対する啓発を目的として、障害者が運営に参加する「福祉の店」の設置を支援します。
- 福祉施設等で製作する製品について、優先的に発注を行い、事業の活性化を図り、障害者の経済的自立を支援します。
- ノーマライゼーションの理念の推進、啓発とともに福祉施設等で製作する製品の展示販売を行うふれ愛プラザの運営を支援します。